

法律施行迫る

各市町村で、障害者自立支援法についての説明会や学習会が開かれています。みなさんはもう参加されましたか？市町村によっては説明会を数回実施しているところや、「説明会」ということはせずに、「個別に相談に応じる」としている市町村もあるようです。また、利用者負担額の減額申請書が手元に届いている方もおられることでしょう。わからないことは、そのつど市町村の福祉課や相談室に問い合わせるとともに、ふだんから広報などもよく見て、情報をつかんでいきましょう。

さて、『相談室だより』も情報のひとつとなるよう作成しているつもりですが、No. 102 (12月号)の内容において、以下のように訂正がありました。

訂正前

①	生活保護	: 0円
②	低所得1	: 15000円
③	低所得2	: 24600円
④	一般	: 40200円



訂正後

①	生活保護	: 0円
②	低所得1	: 15000円
③	低所得2	: 24600円
④	一般	: 37200円

サービス利用料の利用者負担額の上限額が、
④一般(市町村民税課税世帯)の方については37200円となりました。

また、これらの上限額は、資産や預金が350万円以下の方においてはさらに減額となります。入所施設(20歳以上)およびグループホームの利用者なら、収入が月66000円以下なら0円となります。66000円を超える収入なら、超えた分の半額が負担の上減額となります。ただし、グループホーム利用者で、66000円を超える分の収入が年金や工賃等の収入なら、超えた分の15%の額を上限とします。

一方、通所施設、ホームヘルプ、20歳未満で入所施設を利用する方で、資産や預金が350万円以下の場合、②の上限が7500円に、③の上限が12300円となります。ただし通所施設利用の場合は③の上限も7500円です。

また、すべてのサービス利用において、②～④該当の方が、利用者負担を支払うことによって生活保護世帯となる場合、生活保護に該当しなくなる額まで上限額を引き下げられます。

このように、負担額のことだけでも複雑で、なかなか難しい内容です。もし説明会があればなるべく参加し、できるだけ説明会までに言葉や数字に聞き慣れて(見慣れて)おきましょう。



「できるかできないか」ではなく、「やる(べき)かやらない(べき)か」で判断しよう。そのときにはきっと、「どうすればできるか」について考えてるよ。(見学)